

博士論文要旨

戦後わが国における「教育的運動部活動」論に関する研究

神 谷 拓*

1. 研究の課題と方法

運動部活動は何のために存在するのだろうか。

近年、このことがあらためて問われ始めている。その背景には、現行の学習指導要領に運動部活動は位置づけられていないのにも関わらず、依然として学校教育の一環として実践され、評価されている実態がある。また、①勝利至上主義、②封建的組織運営、③非科学的練習、④少数精鋭主義等に見られる指導方法に関する問題もある。これら2つの問題（教育制度的条件と指導方法の問題）により運動部活動の存在意義が問われているため、本研究ではこれまでの学習指導要領（教育制度）で示された3つの方針・指導方法（①教科の発展学習、②自治集団活動、③全員参加・必修クラブ）に注目し、それを「教育的運動部活動」論と呼ぶことにした。そして、その論理構造や共通点を分析し、今後の課題や展望を示すことを研究目的とした。なお、先行研究（①歴史的アプローチ、②実践的なアプローチ、③教育課程論からのアプローチ、④理論モデルからのアプローチ、⑤その他のアプローチ）を検討したが、本研究で行う教育制度的条件と指導方法の複眼的な考察や、これまでの「教育的運動部活動」論の存在に注目した研究は見られなかった。

次に研究方法であるが、伊藤高弘の「スポーツの3層構造論」を参考にして、論理構造を分析するための理論モデル（「論理構造分析モデル」）を開発した。具体的には、伊藤がスポーツの構造を下から社会的条件、組織、プレイ場面の3層から捉えていたのを、教育制度的条件、組織・集団活動、運動実践に変更した。また、伊藤のモデルでは、3層の課題が「社会化・公共化」、「民主化」、「科学化」と固定的に捉えられがちだが、本研究では「教育的運動部活動」論の内容から3層で求められてきた価値観及び取り組みを検討した。

さらに、日本の教育言説の研究を参考にして、「教育的運動部活動」論の共通点

※体育科教育学

を明らかにした。3つの「教育的運動部活動」論の間に構造的な相違がありつつも、そこでめざされていた方針には共通点があることも予想されるからである。そして、最終的には論理構造と共通点を図示し（「関連性分析モデル」）、それに基づいて今後の課題や展望を示すことにした。

2. 研究の構成と内容

本研究の構成は以下の通りである。

序 章

- 第1節 本研究の背景と目的
- 第2節 先行研究
- 第3節 研究方法
- 第4節 用語解説

第1章「教育的運動部活動」論が主張された背景

- 第1節 「対外試合基準」の緩和
- 第2節 「競技的運動部活動」論に基づく実践の展開とその限界
- 第3節 近年における「競技的運動部活動」論への期待
- 第4節 「競技的運動部活動」論批判としての「教育的運動部活動」論

第2章「必修クラブ」論

- 第1節 「必修クラブ」論が主張された背景
- 第2節 「必修クラブ」論の体系
- 第3節 「必修クラブ」論の受容と実践の展開
- 第4節 まとめ

第3章「自治集団活動」論

- 第1節 「自治集団活動」論が主張された背景
- 第2節 「自治集団活動」論の体系
- 第3節 「自治集団活動」論の受容と実践の展開
- 第4節 まとめ

第4章「教科・体育の発展学習」論

- 第1節 「教科・体育の発展学習」論が主張された背景
- 第2節 「教科・体育の発展学習」論の体系
- 第3節 「教科・体育の発展学習」論の受容と実践の展開

第4節 まとめ

第5章「教育的運動部活動」論の関連性

第1節 「教育的運動部活動」論の論理構造

第2節 「教育的運動部活動」論の共通点

第3節 「教育的運動部活動」論の関連性

第4節 今後の課題と展望

第6章 摘要

引用・参考文献

まず、第1章において、「教育的運動部活動」論が主張されるようになった背景について分析し、それがスポーツの競技性や競技力向上の過程に教育的意義を見出す「競技的運動部活動」論に対する批判理論であることを明らかにした。また、これまでに「教育的運動部活動」論として、「必修クラブ」論、「自治集団活動」論、「教科・体育の発展学習」論が主張されてきたことを解説した。

「必修クラブ」論とは、1969年に改訂された中学校学習指導要領で新設され、その後30年にわたって続けられた「必修クラブ」制度に基づく理論や実践の総称である。本研究では、それを国（文部省）が示した代表的な理論として位置づけた。「自治集団活動」論とは、教育方法論や生活指導論を専門とする城丸章夫によって提唱された理論である。これは、彼が所属していた全国生活指導研究協議会を通して教育現場に広がった。「教科・体育の発展学習」論は、東京教育大学附属高等学校で保健体育の教師をしていた経歴をもつ中村敏雄によって、1955年から1995年にわたって主張された。この提案は、彼が所属していた学校体育研究同志会内で実践されてきた。

このように「教育的運動部活動」論の基本的な特徴を整理したうえで、第2章において「必修クラブ」論、第3章において「自治集団活動」論、第4章において「教科・体育の発展学習」論を分析した。これら各章の構成は、理論が主張された背景（第1節）、②理論の体系（第2節）、③理論の受容と実践の展開（第3節）、④まとめ（論理構造の分析、第4節）である。

第5章・第1節においては、各理論の論理構造を総括するとともに「教育的運動部活動」論全体の論理構造を明らかにし、第2節では「教育的運動部活動」論の共通点を分析した。第3節では論理構造と共通点の考察に基づき、「教育的運動

部活動」論の関連性を明らかにした。そのうえで、第4節において今後の課題や展望を示した。

なお、最終章である第6章は本研究の総括である。

3. 研究の成果と展望

本研究の考察によって、これまで主張されてきた各理論は「論理構造分析モデル」にある運動実践、組織・集団活動、教育制度的条件の全てに対応した指導方法や条件整備について論じておらず、全体に与えた影響は少なかったことが明らかになった。しかし、各理論で主張されたことは相互補完的な関係にあり、そのような視点に立つことで各理論に基づく運動部活動実践の活性化や、「教育的運動部活動」論の具体化が期待できることも明らかになった。そのことをふまえ、「教育的運動部活動」論の論理構造を以下のようにまとめた。

「教育的運動部活動」論は、まず、教育制度的条件の整備に関わって、①組織・集団活動や運動実践の指導を念頭に置いた運動部活動の教育課程化（例えば、運動部活動は自治集団活動と教科・体育の発展学習の場であることを明示する）、②学校のクラブ及び部活動と選手の養成・発掘を目的とした活動の区別、また、③両活動の試合を区別した「対外試合基準」の設定、そして④施設・設備、手当、指導者、教師の勤務時間に関する条件整備を必要とする。

次に、組織・集団活動に関しては、自治集団活動の指導を行い、それを運動実践と教育制度的条件に関わらせることが求められる。具体的には①「運動実践に関わる自治」と、②「集団としての自治」の指導、及び③自治集団活動を学校全体に広げること（例えば、一種目複数クラブ・一人多種目参加、全校的なスポーツ組織・集団の設立）が求められる。

最後に、運動実践に関しては、①教科・体育（「運動文化の継承・発展に関する科学」の学習）と運動部活動を関連づけることによって、②練習の科学化に向けた研究活動や、③研究成果の公表、還元活動を導くことが求められる。なお、研究成果の公表、還元活動は組織・集団活動の改善や、教育制度的条件との関わりを念頭に置いて指導する必要がある。

また、「教育的運動部活動」論には、①誰もが参加できるクラブ及び部活動の実

施方法、②学校・教師の指導、管理と子どもの自主的活動の融合、③クラブ及び部活動の生活化（学校生活の一部としてクラブ及び部活動を位置づける方策）、④対外試合に関する対策といった共通点があることが明らかになった。したがって今後、新しい「教育的運動部活動」論を主張するとしても、これまでに重視されてきた4つの論点に答える内容をもっているのか、また、もっていない（意図的にもたない）のであればその理由を明示する必要があることを指摘した。

これらの考察に基づき、4つの視点から今後の課題や展望を示した。

まず、①運動実践、組織・集団活動、教育制度的条件に関わる課題を挙げた。教育制度的条件の整備に関しては、東京都内で行われている DUO リーグを例に挙げ、誰もが参加できて楽しめる運動部活動には、多様な対外試合が必要であることを指摘した。次に、組織・集団活動に関しては、自治集団活動の系統的な指導方法を課題に挙げた。また、「教育的運動部活動」論では、運動部活動が部外の子どもと連帯を築き、対外試合体制（教育制度的条件）と関わることが求られていたが、それには教科・体育でスポーツと教育制度的条件（社会的条件）の関係について教える必要があることを指摘した。最後に、運動実践に関しては、研究成果の公表、還元活動に関わる実践の蓄積が重要であることを述べた。

次に、②イントラミューラル・スポーツ（intramural sports）研究との融合について提案した。アメリカで取り組まれてきたその研究は、「教育的運動部活動」論で重視されてきた研究成果の公表、還元活動を具体化するうえで参考になる。具体的な内容に関しては、1. 全生徒に対する質問紙調査、2. イントラミューラル・スポーツに関する様々な事柄の最終決定機関になるIntramural Councilの設立、さらに3. その下部組織・委員会の設立（活動促進委員会、ルール・大会規則委員会、スケジュール・集計委員会、審判委員会、広報委員会、保健・安全委員会）、4. 平等な競争に向けたチーム分けの方法、5. 状況に応じた適切な試合運営について紹介した。

さらに、③運動部活動指導に関する公務（学校教育として認められる教育内容）と私事（教師と子どもの私事的活動）の整理を提案した。それは、超過勤務手当の問題や、学校・教師の指導、管理責任の問題に関わる重要な論点であるが、本研究の考察に基づけば以下の4点が公務として位置づけられることを指摘した。

1. 練習の科学化に向けた研究活動の指導。
2. 研究成果の公表、還元活動の指導（文化祭等で、部外の生徒に研究成果を

公表したり、部外の生徒のための校内大会を企画、運営する活動の指導)。

3. 自治集団活動の指導 (「運動実践に関わる自治」と「集団としての自治」の指導、及びそれらを部外に広げる指導)。

4. 全校集団が参加する対外試合・定期戦の企画、運営に関する指導。

最後に、④アスリート教育に向けた「教育的運動部活動」論の位置づけに関する提案をした。まず、「教育的運動部活動」論に基づく実践の前提として、地域における競技力向上体制の整備が重要であることを指摘した。また、それが整備されるまでの過渡期においては、学校の枠を超えた種目別の合同部活動を組織することによって、地域で選手を養成・発掘することを提案した。次に、「教育的運動部活動」論の活動内容の1つである研究成果の公表、還元活動は、今日のトップ・アスリートにも求められている活動であり、それを指導することが間接的にアスリート教育になることを指摘した。